各 位



平成 27 年 4 月 30 日

会 社 名

株式会社 ワ コ ム 代表者名 代表取締役社長兼CEO 山田正彦 (コード番号:6727 東証第一部) 取締役兼 CFO 長谷川 渉

問合せ先

(TEL 0120-056-665)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日 開催予定の当社第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせい たします。

記

#### 1. 定款変更の理由

取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したい と存じます。これにともない、新設する監査等委員および監査等委員会に関する規定の追加、廃止 となる監査役および監査役会に関する規定を削除するものであります。また、会社法改正にともな い責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が社外取締役でない非業務執行取締役まで拡 大されたことから、所要の変更を行うものであります

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条	第1条
• (条文省略)	・ (現行どおり)
第3条	第3条
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会	第4条 当会社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> およ
および会計監査人を置く。	び会計監査人を置く。
第5条	第5条
・ (条文省略)	・ (現行どおり)
第 18 条	第 18 条

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第19条 当会社の取締役は10名以内とする。	第 19 条 当会社の取締役 (監査等委員である取
	<u>締役を除く。)</u> は <u>、</u> 10 名以内とする。
(新 設)	② 当会社の監査等委員である取締役は、
	4名以内とする。
(選 任)	(選 任)
第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において	第 20 条 当会社の取締役は、 <u>監査等委員である</u>
選任する。	取締役とそれ以外の取締役を区別して、株
	主総会において選任する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
	_(補欠の監査等委員)_
(新 設)	第21条 当会社は、法令で定めた監査等委員で
	ある取締役の員数を欠くことになるとき
	に備えて、株主総会の決議によって補欠の
	監査等委員である取締役を選任すること
	<u>ができる。</u>
(新 設)	② 補欠の監査等委員である取締役の選任
	に係る決議が効力を有する期間は、選任後
	2年以内に終了する事業年度のうち最終
	のものに関する定時株主総会開始の時ま
	<u>でとする。</u>

#### 現行定款

(任期)

第 21 条 当会社の取締役の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時まで とする。

(新 設)

(新 設)

第 <u>22</u>条 (条文省略)

第 23 条 (条文省略)

(招集通知)

- 第 24 条 当会社の取締役会の招集通知は、各取 締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前 までに発するものとする。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮するこ とができる。
  - ② 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 変更案

(任期)

- 第<u>22</u>条 当会社の取締役の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時まで とする。
  - ② 前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ③ 任期の満了前に退任した監査等委員で ある取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した監 査等委員である取締役の任期の満了する 時までとする。

第 23 条 (現行どおり)

第 24 条 (現行どおり)

(招集通知)

- 第<u>25</u>条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - ② 取締役の全員の同意があるときは、招 集の手続を経ないで取締役会を開催する ことができる。

#### 現行定款

(取締役の責任免除)

- 第 25 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、同第 423 条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。
  - ② 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役との間に、同第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第26条 (条文省略)

(決議の省略)

第 27 条 当会社は、会社法第 370 条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたときを除く。

(議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役<u>および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。

第 29 条 (条文省略)

#### 変 更 案

(取締役の責任免除)

- 第 26条 当会社は、会社法第 426条第1項の規定により取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、同第 423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。
  - ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 27 条 (現行どおり)

(決議の省略)

第28条 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第30条 (現行どおり)

現行定款	変更繁
元 11 左 水	7
(±r ⇒π.)	(重要な業務執行の決定の委任)
(新 設)	第31条 前条にかかわらず取締役会は、会社法
	第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その
	<u>決議によって、同条第5項各号に掲げる事</u>
	<u>項を除く重要な業務執行の決定の全部ま</u>
	たは一部を取締役に委任することができ
(報酬等)	<u> 5.</u>
第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行	(報酬等)
の対価として当会社から受ける財産上の	第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行
利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主	の対価として当会社から受ける財産上の
総会の決議によって定める。	利益は、監査等委員である取締役とそれ以
	<u>外の取締役を区別して、</u> 株主総会の決議に
(新 設)	よって定める。
	第5章 監査等委員会
(新 設)	   (常勤の監査等委員)
	- 勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(招集通知)
	第 34条 当会社の監査等委員会の招集通知は、
	各監査等委員に対し、会日の3日前までに
	発するものとする。ただし、緊急の必要が
	あるときは、この期間を短縮することがで
(新 設)	<u>きる。</u>
	② 監査等委員全員の同意があるときは、
	招集の手続を経ないで監査等委員会を開
	催することができる。_
(新 設)	_(決 議)_
	第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わる
	ことができる監査等委員の過半数が出席
	し、その過半数をもって行う。
(新 設)	
	第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要
	顔およびその結果ならびにその他法令に
	定める事項は、議事録に記載または記録
	し、出席した監査等委員がこれに記名押印
	または電子署名する。

現行定款	変更案
(新 設)	(監査等委員会規則)
	第37条 監査等委員会に関する事項は、法令ま
	たは本定款のほか、監査等委員会において
	定める監査等委員会規則による。
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
_(員 数)_	
第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
第32条 監査役は、株主総会において選任する。	(削 除)
② 前項の選任決議については、議決権を	(削 除)
行使することができる株主の議決権の3	
分の1以上を有する株主が出席し、その議	
決権の過半数をもって行う。	
③ 法令または本定款で定めた監査役の員	(削 除)
数を欠くことになるときに備えて 株主総	
会の決議によって補欠の監査役を選任す	
<u>ることができる。</u>	
④ 補欠の監査役の選任に係る決議が効力	(削 除)
を有する期間は、当該決議後最初に開催す	
る定時株主総会の開始の時までとする。	

現行定款	変更案
(監査役の責任免除)	
第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規	(削 除)
定により監査役が職務を行うにつき善意	
でかつ重大な過失がない場合において、同	
第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった	
者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限	
度で、取締役会の決議によって免除するこ	
<u>とができる。</u>	
② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規	(削 除)
定により、社外監査役が職務を行うにつき	
善意でかつ重大な過失がないときは、社外	
監査役との間に、同第 423 条第 1 項の損害	
賠償責任を限定する契約を締結すること	
ができる。ただし、当該契約に基づく責任	
の限度額は、100 万円以上であらかじめ定	
めた額または法令が規定する額のいずれ	
か高い額とする。	
(任 期)	
第 34 条 当会社の監査役の任期は、選任後4年	(削 除)
以内に終了する事業年度のうち最終のも	
のに関する定時株主総会の終結の時まで	
<u>とする。</u>	
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠	(削 除)
として選任された監査役の任期は、退任し	
た監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	
第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の	(削 除)
監査役を選定する。	
(招集通知)	
第 36 条 当会社の監査役会の招集通知は、各監	(削 除)
査役に対し、会日の3日前までに発するも	
のとする。ただし、緊急の必要があるとき	
は、この期間を短縮することができる。	
② 監査役全員の同意があるときは、招集	(削 除)
の手続を経ないで監査役会を開催するこ	
<u>とができる。</u>	

現行定款	変更案
_(決 議)	
第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め	(削 除)
がある場合を除き、監査役の過半数をもっ	
<u>て行う。</u>	
第 38 条 監査役会における議事の経過の要領お	(削 除)
よびその結果ならびにその他法令に定め	
る事項は、議事録に記載または記録し、出	
席した監査役がこれに記名押印または電	
子署名する。	
(監査役会規則)	
第 39 条 当会社の監査役会は、法令または本定	(削 除)
款に定める事項のほか、監査に関する重要	
な報告を受け、協議を行い、または決議を	
する。ただし、監査役の権限の行使を妨げ	
ることはできない。その運営については、	
監査役会において定める監査役会規則に	
<u>よる。</u>	
<u>(報酬等)</u>	
第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に	(削 除)
よって定める。	
第 41_条	第 <u>38 </u> 条
• (条文省略)	・ (現行どおり)
第 44 条	第 <u>41 </u> 条
	<u>附 則</u>
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定
	により監査役が職務を行うにつき善意で
	かつ重大な過失がない場合において、第
	32 回定時株主総会終結前の行為に関する
	同第 423 条第1項の監査役(監査役であっ
	た者を含む。)の損害賠償責任を、法令の
	限度で、取締役会の決議によって免除する
	<u>ことができる。</u>

# 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)定款変更の効力発生日平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上